

プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備
に係る有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表 | 1 |
| 2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表 | 3 |
| 3. 上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表 | 4 |

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(会社情報の英文開示)</u></p> <p><u>第436条の4 プライム市場の上場内国</u> <u>会社は、第402条、第403条、第4</u> <u>04条第1項及び第2項、第405条、</u> <u>第408条、第408条の3から第41</u> <u>1条まで並びに第415条第3項の規定</u> <u>に基づく会社情報並びに当該上場内国会</u> <u>社が投資判断に及ぼす影響を踏まえて第</u> <u>414条に規定する方法により任意に開</u> <u>示する会社情報の開示を日本語により行</u> <u>う場合には、これと同時に、英語による</u> <u>開示を行わなければならない。ただし、</u> <u>英語による開示を同時に行おうとするこ</u> <u>とにより、日本語による開示の遅延が生</u> <u>じる場合には、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する英語による開示につい</u> <u>ては、日本語による開示の内容の一部又</u> <u>は概要を開示すれば足りるものとする。</u></p> <p><u>3 第413条の2、第414条並びに第</u> <u>416条第1項及び第2項の規定は、第</u> <u>1項に規定する英語による開示について</u> <u>準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(英文開示の拡充)</u></p> <p><u>第445条の8 第436条の4の規定に</u> <u>よるもののか、プライム市場の上場内</u> <u>国会社は、会社情報の開示又は提供を日</u> <u>本語により行う場合（公衆の縦覧に供さ</u> <u>れる場合を含む。）には、可能な限り、</u> <u>これと同時に同一の内容の開示又は提供</u> <u>を英語により行うよう努めるものとす</u> <u>る。</u></p>	<p>(新設)</p>

(公表措置)

第508条 (略)

2 第435条から第436条の2まで及び第437条から第439条までの規定のいずれかに違反した場合又は前項第3号に該当した場合は、上場会社は、直ちに当取引所に報告するものとする。

(公表措置)

第508条 (略)

2 第435条から第439条までの規定のいずれかに違反した場合又は前項第3号に該当した場合は、上場会社は、直ちに当取引所に報告するものとする。

付 則

1 この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の第436条の4の規定は、令和7年3月14日においてプライム市場に上場している内国株券の発行者であって、令和7年1月6日から令和7年3月14日までに英語による開示の実施予定期を記載した当取引所所定の書面を提出したもの又は令和7年3月15日からこの改正規定施行の日の前日までにプライム市場に上場した内国株券の発行者であって、上場日までに当該書面を提出したもの（提出後に当該書面の内容について訂正又は変更すべき事情が生じた場合は、訂正又は変更後の書面を提出したものに限る。）については、令和8年4月1日から適用する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(議決権行使を容易にするための環境整備の取扱い)</p> <p>第437条 規程第446条に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前号aからcまで<u>及びf</u>に掲げる事項<u>(同号fに掲げる事項にあっては、同号aからcまでに掲げる事項に係るものに限る。)</u>を要約したもの の英訳<u>(プライム市場の上場内国会社にあっては、同号aからfまでに掲げる事項の英訳)</u>を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>(議決権行使を容易にするための環境整備の取扱い)</p> <p>第437条 規程第446条に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前号aからcまでに掲げる事項を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>III 実効性の確保に係る審査 (企業行動規範違反に対する措置)</p> <p>5. 上場会社が規程第4章第4節第1款の規定に違反した場合における規程第508条第1項の規定に基づく公表及び規程第509条の規定に基づく上場契約違約金の徴求の要否の判断は、次の（1）から（8）までに掲げる区分に従い、当該（1）から（8）までに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して当取引所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>（1）～（3）の2 （略）</p> <p><u>（3）の3 規程第436条の4の規定</u> <u>規程第436条の4に規定する英語による開示の状況</u></p> <p><u>（3）の4</u> （略）</p> <p>（4）～（8） （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>III 実効性の確保に係る審査 (企業行動規範違反に対する措置)</p> <p>5. 上場会社が規程第4章第4節第1款の規定に違反した場合における規程第508条第1項の規定に基づく公表及び規程第509条の規定に基づく上場契約違約金の徴求の要否の判断は、次の（1）から（8）までに掲げる区分に従い、当該（1）から（8）までに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して当取引所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>（1）～（3）の2 （略）</p> <p><u>（3）の3</u> （略） (新設)</p> <p><u>（3）の4</u> （略）</p> <p>（4）～（8） （略）</p>